

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和4年7月27日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
福知山市字堀(水内)945番地		福知山市上下水道部 福知山市上下水道事業管理者職務代理者 上下水道部長 中村 直樹 電話075-22-6503					
主たる業種	水道業	細分類番号	3 6 0 0				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	平成29～31年実績の平均を基準とし、令和5年までの3年間で年率2%以上(3年で4%)削減する。						
計画を推進するための体制	上下水道部長を統括者とし、環境マネジメント事務局とエコ推進員及びエネルギー管理員が中心となって排出量削減の推進に取り組む。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,954.5 トン	8,803.6 トン	8,655.5 トン	8,510.2 トン	-3.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	9,018.1 トン	8,803.6 トン	8,655.5 トン	8,510.2 トン	-4.0 パーセント	
目標の根拠	国による温室効果ガス削減中期目標(2030年までに2013年度比26%削減)の達成を参考に、計画年度内で約4%の削減目標とした						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事務所および水道施設	事業活動に伴う排出の量 (配水量(千 m^3) \div 10)	2.66	2.61	2.56	2.50	-3.89 パーセント
	下水道施設	事業活動に伴う排出の量 (流入下水水量(千 m^3) \div 10)	2.98	2.94	2.89	2.85	-2.91 パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	水道事業は浄水場での水道水生成量(配水量)を、下水道事業は、下水処理場へ流れ込む下水水量(流入下水水量)とした。						
重点的に実施する取組の実実施計画	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	52.0 パーセント	76.0 パーセント	85.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	各施設照明のLED化、省エネ機器の導入、重点対策項目の実施					
	(3)年度	各施設照明のLED化、省エネ機器の導入、重点対策項目の実施					
	(4)年度	各施設照明のLED化、省エネ機器の導入、重点対策項目の実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特になし。					
	上記の措置を採用する理由	過去、ノーマイカーデーを実施していたが、所在地が公共交通機関を使用しづらい場所であるため、継続が困難であると判断した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	毎年夏に、みどりのカーテン事業(ゴーヤ)を実施している。						
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。